

伊勢原市電線共同溝保安細則

(趣旨)

第1条 この告示は、伊勢原市電線共同溝管理規程（以下「規程」という。）第13条に基づき電線共同溝の保安、防災上必要な事項を定めるものとする。

(入溝時の措置)

第2条 占有者は、電線共同溝に入溝するときは入溝責任者を定めるとともに、変更があるときには、道路管理者に届け出るものとする。

2 入溝責任者は、電線共同溝鍵貸出簿（第1号様式）に記載し、道路管理者から鍵の貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた鍵は、日々返納することを原則とする。

3 入溝責任者は、電線共同溝入溝日誌（第2号様式）に必要な事項を記載し、その都度道路管理者に提出し確認を受けなければならない。

(作業時の措置)

第3条 占有者は、電線共同溝内で規程に定める作業等を行うときには関係法令及び次に掲げる各号の事項を遵守しなければならない。

(1) 入溝者は常に2人以上とし、占有者及び施工業者を表示した保安帽、作業衣を着用するとともに、入溝責任者は、腕章、身分証明書及び占有許可書若しくはその写しを携行すること。

(2) 入溝責任者は、作業に際し電線共同溝内のガスの有無を確認すること。

(3) 電線共同溝の構造及び他の収容物件の保持に支障を及ぼさないために、必要な措置を講ずること。

(4) 電線共同溝の蓋^{ふた}を開けておくときは、当該箇所に柵及び工事標識を設けるとともに、原則として保安要員を配置し、夜間は赤色灯をつけるなど道路交通の危険防止に必要な措置を講ずること。

(5) 入溝中の鍵は、必ず携行し放置することのないようにすること。また、第三者がみだりに入溝しないよう注意を払うこと。

(鍵の保管)

第4条 道路管理者は、電線共同溝の入出溝に必要な鍵を緊急時用として占有者に貸与することができる。

2 占有者は、貸与された鍵の保管について、保管責任者を定め道路管理者に届け出るとともに保管に万全を期すること。

3 占有者は、貸与された鍵を目的以外に使用してはならない。

(遵守事項)

第5条 占有者は、電線共同溝内での巡視、点検、工事等を行うときは規程で定めるところによるほか、次に掲げる各号の事項によるものとする。

(1) 電線共同溝内においては、火気を使用しないこと。作業上、火気使用が必要なときには、火気使用届出書（第3号様式）を事前に道路管理者に提出するとともに、作業時には、消火器を携帯すること。

(2) 電線共同溝内は禁煙とする。

(緊急時通報)

第6条 道路管理者及び占有者は、電線共同溝において事故の発生又はおそれがあること

を発見したときは、直ちに電線共同溝緊急連絡系統図（別図）により通報するとともに、必要な措置を講じ事故の拡大防止に努めなければならない。

（敷設等工事事前調整）

第7条 占有者は、敷設等工事により入溝するときは、緊急の場合を除き事前に道路管理者と作業の時期等について調整するものとする。

（近接工事）

第8条 道路管理者は、電線共同溝に近接した占用工事等の申請があるときは、立会い等必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めのない事項又は疑義が生じたときは、道路管理者と占有者で協議するものとする。

附 則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（令和3年11月30日告示第272号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

電線共同溝鍵貸出簿

貸出期間						使用者		鍵番号	電線共同溝名	返却者(サイン)	担当確認	
自	年	月	日	時	分	使用者	:	TEL				
至	年	月	日	時	分	保管責任者	:	TEL				
自	年	月	日	時	分	使用者	:	TEL				
至	年	月	日	時	分	保管責任者	:	TEL				
自	年	月	日	時	分	使用者	:	TEL				
至	年	月	日	時	分	保管責任者	:	TEL				
自	年	月	日	時	分	使用者	:	TEL				
至	年	月	日	時	分	保管責任者	:	TEL				
自	年	月	日	時	分	使用者	:	TEL				
至	年	月	日	時	分	保管責任者	:	TEL				
自	年	月	日	時	分	使用者	:	TEL				
至	年	月	日	時	分	保管責任者	:	TEL				
自	年	月	日	時	分	使用者	:	TEL				
至	年	月	日	時	分	保管責任者	:	TEL				
自	年	月	日	時	分	使用者	:	TEL				
至	年	月	日	時	分	保管責任者	:	TEL				
自	年	月	日	時	分	使用者	:	TEL				
至	年	月	日	時	分	保管責任者	:	TEL				
自	年	月	日	時	分	使用者	:	TEL				
至	年	月	日	時	分	保管責任者	:	TEL				

第2号様式(第2条関係)

電線共同溝入溝日誌

◎現場責任者： ○入溝責任者：	年 月 日入溝分
--------------------	----------

入溝状況	入溝目的	① 作業	② 工事	③ 巡回	その他(具体的に記入)	
	入溝時間	午前 ~ 午後		天候		
	入溝者	入 溝 主 務 者			立 会 者	
		入溝責任者				道路管理者
		火気責任者				通信関係者
						電力関係者
				関係者		
				関係者		

	区分	No.	項 目	確 認	備 考
入 溝 チ ェ ッ ク リ ス ト	事前 事項	1	敷設等工事届出書の提出		
		2	電線共同溝入溝届の提出		
		3	火気使用の承認		
		4	必要な立会者への立会要請		
		5			
	一 般 的 事 項	1	鍵貸出簿に記入		
		2	保安帽・作業衣等の安全装備		
		3	非常用の灯具の用意		
		4	開口部の保安施設・要員		
		5	他占用物件に影響していないか		
		6	禁煙の遵守		
		7	構内に機材を放置していないか		
8		継続工事の機材の整理			
特 殊 事 項	1	酸素測定器の準備			
	2	非常用消火器の準備			
	3	空気呼吸器の準備			
	4	防火シートの準備			

特記事項

道路管理者確認 (決裁及び回議欄)

年 月 日

火 気 使 用 届 出 書

道路管理者
伊勢原市長 殿

届出者
住 所

氏 名

担 当 者
電 話 番 号

次の（工事・点検・その他）の必要により、電線共同溝内で火気を使用しますので伊勢原市電線共同溝保安細則第5条により届け出ます。火気使用に当たっては、火気責任者の選任、消火器の携帯等事故防止の徹底を行います。

占用許可を受けた 電線共同溝の部分 で火気使用区間	路線名	市道 号線	
	許 可 区 間		火気使用(該当区間○)
	上り線		
	下り線		
火気使用年月日	年 月 日		
火気の使用が 必要な理由			
入溝責任者			
火気責任者			

道路管理者確認欄

（決裁及び回議欄）	起案 • • 決裁 • •
-----------	--------------------------------------

別図(第6条関係)

電線共同溝緊急連絡系統図

